

# 令和8年度 老朽危険空き家の解体費用に対する補助制度

## 《 補助制度の概要 》

岩国市では、不良度・危険度・周囲への影響度が高い等の要件を満たす老朽危険空き家に認定された場合に、その解体工事費の一部の補助制度を実施しています。

### ① 補助の対象空き家 (以下の全ての要件に該当する事)

- 補助対象老朽危険空き家に認定された空き家  
**事前の認定調査にて、建物の不良度・危険度・周囲への影響度が高いもの (調査時立会い要)**
- 居住されていない事が常態である居住用空き家である事 (併用住宅は住居部過半以上)
- 木造又は軽量鉄骨造である事 (重量鉄骨、RC造は対象外)
- 個人が所有するものである事 (法人所有は対象外)
- 所有権以外の抵当権等が設定されていない事
- 公共事業等による補償の対象となっていない事

### ② 補助対象者 (以下の全ての要件に該当する事)

- 対象空き家の所有者又はその相続人  
**土地所有者が異なる場合の土地所有者や他の所有者や相続人がいる場合には同意書要**
- 岩国市の市税を滞納していない人
- 暴力団や暴力団員と密接な関係にない人

### ③ 補助対象工事 (以下の全ての要件に該当する事)

- 岩国市内の解体業者に発注する事 (無許可業者は対象外)
- 敷地を更地にする事 (基礎・浄化槽・樹木等の撤去要) (一部除却等は対象外)
- 補助金交付決定前まで着手をしない事 (契約締結後も対象外)
- 他の補助制度の補助金などを受けない事
- 令和9年1月末までに完了する事

**注意) 更地にすることが要件ですが、対象空き家の解体 (住宅部分) に関する経費以外は補助対象外です。 (例: 浄化槽等の地下埋設物・樹木・外構等の撤去、家財道具等の処分、倉庫等の対象空き家以外の建築物等の解体、住宅部分以外の解体)**

### ④ 補助金・受付期間

- 補助金額 : 除却工事費 (税抜) の3分の1以内 (上限30万円) ※千円未満切捨て
- 受付期間 : 令和8年5月15日 ~ 令和8年11月30日

**受付期間内であっても、募集予定数に達した場合には受付を終了します。**

### ⑤ その他

- 同一の補助対象者への補助金の交付は、1会計年度に1回限りです。
- 空き家の解体によって、土地の固定資産税が増える場合があります。

固定資産税問合せ先 : 岩国市課税課 TEL 0827-29-5055

### ⑥ 受付・問合せ先

岩国市都市開発部 建築住宅課 空き家対策班 (岩国市役所5階)  
TEL 0827-29-5138 / FAX 0827-24-4208

市ホームページ

